

国立大学法人大分大学職員永年勤続表彰規程

平成16年4月1日制定
平成16年規程第44号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号。以下「就業規則」という。）第61条第7号の規定に基づき、国立大学法人大分大学（以下「本法人」という。）の職員の表彰に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「官公庁等の職員」とは、国立大学法人、国及び地方公共団体の機関、独立行政法人、国際機関及び特殊法人等に常時勤務している職員をいう。

2 この規程において「本法人」とは、法人化前の大分大学並びに統合前の大分大学及び大分医科大学を含むものとする。

(表彰を受ける者)

第3条 表彰は、本法人職員であって次の各号の一に該当し、かつ、勤務成績が良好である者について行う。

(1) 勤労感謝の日において、官公庁等の職員として引き続いた在職期間（以下「勤続期間」という。）が20年以上であって、当該勤続期間のうち、本法人の職員としての在職期間（以下「本法人職員期間」という。）が10年以上である者

(2) 退職（死亡による退職を含む。）の日において、次のいずれかに該当する者

ア 勤続期間が20年以上であって、当該勤続期間のうち本法人職員期間が10年以上である者

イ 勤続期間が30年以上であって、当該勤続期間のうち本法人職員期間が15年以上である者

(表彰)

第4条 表彰は、前条第1号及び第2号については、1人の職員について1回とする。ただし、前条第1号に該当して表彰された職員が同条第2号イに該当することとなった場合は、この限りでない。

(表彰の日)

第5条 表彰は、次の各号に掲げる日に行う。

(1) 第3条第1号に該当する者 勤労感謝の日

(2) 第3条第2号に該当する者 退職の日

(勤続期間の計算)

第6条 勤続期間の計算は、官公庁等の職員となった日の属する月から表彰の日の属する月までの月数による。

2 本法人を離職し、再び本法人の職員となった者については、離職前の本法人の職員としての在職期間は、本法人職員期間に通算することができるものとする。

3 フルタイム職員として本法人に在職していた期間は、就業規則第2条に定める職員としての在職期間に引き続く期間に限り、本法人職員期間に通算することができる。

(除算期間)

第7条 次の各号に掲げる期間は、勤続期間又は本法人職員期間から除算する。

- (1) 休職の期間（就業規則第15条第1項第3号、第4号、第6号又は第7号による休職の期間及び就業規則第77条及び第78条に掲げる事由並びに本法人以外の官公庁等における同様の休職の期間及び事由を除く。）
- (2) 懲戒処分により減給又は停職にされた期間

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第13号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員永年勤続表彰規程第6条第3項の勤続期間の算定において、施行日前の日々雇用職員であった在職期間は、当該勤続期間とみなす。

附 則（令和5年規程第47号）

この規程は、令和5年9月26日から施行する。